

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会

令和6年1月1日に石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震により、広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。社会福祉協議会は、全国各地から職員派遣を行い、生活福祉資金特例貸付や災害ボランティアセンターの運営等の支援を行います。被災者の方々が平穩に生活が送れるように、今後も息の長い支援が必要となります。岡山市では平成30年に西日本豪雨を経験しましたが、今後も被災地への職員派遣を行いながら経験を積み重ね、迅速に災害ボランティアセンターの設立・運営ができるように、関係機関と連携・協力して、平時からの体制整備に努めます。

わが国では少子高齢化・人口減少が進み、世帯類型では、単身世帯、ひとり親と子どもからなる世帯数が増加しています。意識の多様化を背景に、血縁・地縁・社縁といった3つの関係性はいずれも大きく減少しており、「つながり・支え合い」の機能は弱体化しています。社会的孤独・孤立、ひきこもり、子どもの貧困や格差、8050問題、ヤングケアラー、育児と介護のダブルケア等、複数の課題が重なり合い、福祉ニーズは複雑・多様化しています。このような分野を横断した課題に対応するため、岡山市が取り組む「重層的支援体制整備事業」に積極的に関与して、地域における生活課題を包括的に受け止め、総合的な支援体制づくりに努めます。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、経済や社会情勢は大きく変化しており、生活困窮世帯の増加が懸念されています。新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者に対する生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の償還免除を行った者や償還免除に至らないが償還が困難な者等を対象として相談支援体制を強化していきます。生活困窮者自立相談支援事業（岡山市寄り添いサポートセンター）においても、自立に向けた就労支援や家計改善支援等、相談者の悩みに寄り添いながら支援します。

地域で増加する様々な生活課題に取り組み、日常生活に困難を抱える人達を支援するため、基金を活用した独自の地域福祉活動助成事業・生活支援（アフターコロナを見据えた地域福祉活動応援助成事業、一人暮らし高齢者等・見守り活動補助金、生活支援・自立支援ファンド）や生活困窮者を対象とした緊急食糧支援を実施します。

停滞していた地域福祉活動は徐々に元の姿に戻りつつありますが、人と人がつながりを持ちながら安心して生活を送ることができるよう、生活支援体制整備事業において、ボランティア・NPO・民間企業・社会福祉法人等の地域の多様な主体と協力しながら地域の助け合い活動や高齢者の社会参加を推進します。

令和5年12月には「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進することになりました。食事の提供や学習支援等を通じた子どもの居場所づくりへの取り組みを支援することで、見えにくい困りごとを早期に発見し適切な支援につなぎます。

ボランティア活動に関心のある人に対し、ニーズに応じたボランティア情報の提供やコーディネートを行います。また、学生やシニア層など新たな担い手の参加を促すため、ホームページなどを活用したボランティア活動の普及・啓発を図ります。出前福祉体験事業では、体験活動を通じ「共に生きる力」を育み、誰もがボランティア活動できる社会、誰も排除しない・されない社会を目指します。

岡山市において岡山市地域共生社会推進計画(地域福祉計画)第2次改訂版が策定され、岡山市社会福祉協議会では第5次地域福祉活動計画(令和6年度～令和8年度)を策定しました。両計画は地域共生社会を推進するための車の両輪とされており、今後も市民の皆さまにとって一層役に立ち、頼りにされる存在になるように、役職員が一体となって行政や各種団体、関係機関と連携して、組織体制の整備、財源の安定化、計画的な事業の実施を図り、つながり・支え合いのある地域共生社会の実現を進めます。

基本理念

“誰もが支え合いながら 安心して暮らすことができる

「ともに生きる豊かな地域社会」づくり”

①. 基本目標

「共に助け合い、支え合う地域づくり」

「あらゆる生活課題を受け止め、寄り添う体制づくり」

「地域で安心して生活できる支援体制づくり」

「多様な団体を繋ぎ・つながる仕組みづくり」

②. 実施事業

1. 共に助け合い・支え合う地域づくり

お互い様の地域づくりを進めるために、地域のみなさんと福祉関係者、さまざまな団体とが手を取り合い、市民の参加と支え合いによる“誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくり”を推進します。

(1) 社協支部・地区社協活動の推進

福祉の視点を持って地域づくりを進める社協支部・地区社協の活動を支援します。

- 研修や視察等の実施
- 情報交換会の開催

(2) 生活支援体制整備事業

困りごとや課題を協議する場（支え合い推進会議）をつくり、地域における支え合いの体制づくりを目指します。

- 地域支え合い推進会議の設置・運営
- 支えるみんなの活動講座の開催
- 生活支援・困りごと支援活動の推進
- 「支え合い活動ハンドブック」、「支え合い通信」の発行
- 地域における公益的な取り組みの推進（社会福祉法人との連携）

(3) ふれあい・いきいきサロン事業

ふれあい・いきいきサロンの設置を推進します。

- 各福社区いきいきサロン交流会の開催
- 高齢者いきいきサロンの立ち上げ支援

(4) 子どもの居場所づくり等促進事業

子どもの居場所づくり相談窓口を設置し、子どもの居場所づくりをきっかけとして地域の福祉力を高め、より活力のある地域づくりを目指します。

- 子どもの居場所づくり相談窓口設置事業
 - ・活動団体ネットワーク交流会の開催
- 子どもの居場所づくりに関する相談支援
 - ・子どもの居場所等立ち上げ事業
 - ・子どもの居場所の新規立ち上げ支援
 - ・子どもの居場所づくりガイドブックの発行
- 子どもの居場所アドバイザー事業
- おかやま親子応援メール運営事業
 - ・おかやま親子応援メールの運営
 - ・支援活動の開発

(5) 安全・安心見守り・声かけ推進事業

市民のみなさんの安全・安心を確保するため、「あんしんカプセルおかやま」を活用した見守り・声かけ活動を推進します。

- 地域への説明や情報提供による活動継続支援
- 取り組みについての情報発信と活動の周知

(6) 広報啓発・情報発信

市民のみなさんにタイムリーな情報発信を心がけます。また、さまざまな情報発信ツールを積極的に活用することで、より多くの人に必要な情報を提供します。

- おかやま社協だよりの発行（年4回）
- ホームページ及びSNSによる情報発信
- 市民のひろばによる情報発信
- マスコミへの情報発信
- 社会福祉大会の開催
- 社協PRパネル展の開催

(7) ふれあい給食サービス事業

ひとり暮らし高齢者等を対象に、地域でのふれあいや交流を目的として会食・配食を行います。

- 活動継続支援
- 取り組みについての情報発信と活動の周知

2. あらゆる生活課題を受け止め、寄り添う体制づくり

一人一人の生活課題に向き合う中、地域の中でもその人らしく暮らしていけるよう生活困窮者支援と総合相談支援体制の構築に向け支援ができるよう体制を整えます。

(1) 生活福祉資金等貸付事業

低所得世帯や、高齢者世帯・障害者世帯などに対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、生活の安定を確保することを目的とします。

- 生活福祉資金貸付制度
- 小口資金貸付制度

(2) 生活困窮者自立相談支援事業（岡山市寄り添いサポートセンター）

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、様々な理由で生活に困っている方の相談を受け、生活再建に向けた支援を行います。

(3) 多機関協働事業

- 岡山市から委託を受けて、世帯全体の複雑、多様化した課題を包括的に受け止め総合的な相談支援体制づくりを行います。
- 相談支援において浮かび上がった本人及び世帯の課題や要望などを把握し、社会とのつながりを作るための支援を行います。

(4) 生涯活躍就労支援事業（生涯かつやく支援センター）

生涯現役社会を推進し、誰もが活躍できる機会を提供し、人々が生きがいを感じること、健康を維持すること及び自立の推進を目的とします。

- 利用者の総合受付業務
- 民間就労支援機関への引継・調整
- 就労支援（マッチング）
- 定着支援（就労定着に向けたサポート）

(5) ひまわり福祉相談センター事業暮らしの中で生じる心配ごとや困りごとに対して、相談しやすい相談窓口を行います。

- 心配ごと相談の実施
 - ・心配ごと相談員による相談
 - ・心配ごと相談員研修会の開催
- 高齢者・障害者無料法律相談の実施
 - ・弁護士による無料法律相談

(6) 基金の活用と運用

- 吉田奨学給付金
- 切山基金を活用した地域福祉活動助成事業・生活支援（アフターコロナを見据えた地域福祉活動応援助成事業、一人暮らし高齢者等・見守り活動補助金、生活支援・自立支援ファンド）
- 生活困窮者を対象とした緊急食糧支援【新規】

3. 地域で安心して生活できる支援体制づくり

福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業は利用者にとって生活を送るうえでかせない支援となっています。また成年後見制度は本人に代わってサービスを契約し、本人にとって大切な財産の管理を行います。行政や司法関係者、地域で活動する団体などと連携を取りながらネットワークづくりを進め、新たな支援の方法を模索します。

(1) 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の日常生活を支えるために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を契約の上行うことによって、その方の権利擁護の推進を図ります。

(2) 成年後見中核機関運営事業（岡山市成年後見センター）

成年後見制度の利用が必要な方について、適正な制度利用の促進を行います。

- 成年後見制度の広報・啓発
- 成年後見制度に関する相談業務
- 支援検討会議・受任者調整会議の開催
- 後見人等の支援（親族後見人からの相談対応・市民後見人の活動支援等）

(3) 法人後見事業

岡山市社会福祉協議会が成年後見人等となることにより、成年被後見人等の権利擁護の推進を図ります。

(4) 障害者居宅支援事業（岡山市社協居宅支援センター）

身体・精神・知的障害者を対象に、身体介護、家事援助、通院介助、移動支援、同行援助、重度訪問介護を実施します。

(5) 児童館運営事業

児童に健全な遊びを与えて児童の健康を促進し、情操を豊かにすることを目的とします。子どもたちに遊びを通して子どもの創造性、自主性、社会性をはぐくみ、さまざまな活動を行います。

- 運営協議会の開催
- 各児童館まっりの開催
- 地域子育て支援拠点活動の実施

4. 多様な団体をつなぎ・つながる仕組みづくり

地域において、地域のつながりの希薄化や福祉活動の担い手不足、活動の場の確保などさまざまな課題があります。社会福祉法人等の多様な団体と地域団体を結びつけ、地域課題解決に向けた活動やボランティア活動につなげます。

(1) 地域における公益的な取組（社会福祉法人との連携）

社会福祉法人の公益的な取組を推進するために情報提供や社会福祉法人と地域、社会福祉法人同士のつながりづくりを行い、地域生活課題を解決する活動を支援します。

- 地域における公益的な取組の推進（社会福祉法人との連携）（再掲）

(2) 出前福祉体験事業

車いす体験やアイマスク体験等を通じて、福祉教育を推進します。

○市民や社会福祉法人との協働による実施

(3) ボランティアセンター事業（岡山市ボランティアセンター）

ボランティア活動の機会を作り、ボランティアをしたい人とボランティアに来てほしい人のニーズをつなぎます。

○ボランティア相談対応・活動支援

○年間を通じたボランティア募集情報の提供（インターネット等を活用）

○ボランティア養成講座の開催（ボランティア入門講座、手話入門講座）

(4) 災害ボランティアセンターの体制整備

地域と様々な関係機関が協働して災害時にスムーズな対応ができるよう、平時から災害時に向けた取り組みを行います。

○災害支援ボランティア登録者の拡大

○災害ボランティア講座の開催

○災害ボランティアネットワークの構築

○災害ボランティアパネル展の実施

(5) 岡山市障害者製作商品販売等事業（福祉の店 元気の輪）

障害のある人が作った商品を展示・販売することで、障害のある人の自立や生きがいを支えます。

5. その他の事業

○赤い羽根共同募金運動への協力

○区事務所・分室の相談支援機能の強化

○職員研修の実施

○岡山市敬老会・岡山市障害者体育祭・わくわく子どもまつり in 岡山ドーム

○福祉区民生委員児童委員協議会事務局の運営